

NISA非課税期間終了に伴うお手続きのお知らせ

2015年にNISA口座で購入された上場株式や公募株式投資信託等で、現在もNISA口座で保有されている残高は、2019年12月末に非課税期間(5年)が終了しますが、**2020年のNISA口座非課税枠に移管し非課税期間を延長すること(ロールオーバー)**が可能です。非課税期間終了時には以下の3つの選択肢がございます。

非課税期間終了時の3つのご選択

選択① 2020年のNISA口座にロールオーバー(非課税期間の延長)

お手続きが必要です。

10月中旬に当社より、「NISAロールオーバー依頼書(非課税期間終了用)」を送付致します。ご署名いただき、**11月29日(金)必着**でご返送ください。なお、上記依頼書をご提出いただいた後でも、非課税期間終了までのご売却は可能です。

選択② 特定口座(未開設の場合は一般口座)に払出し

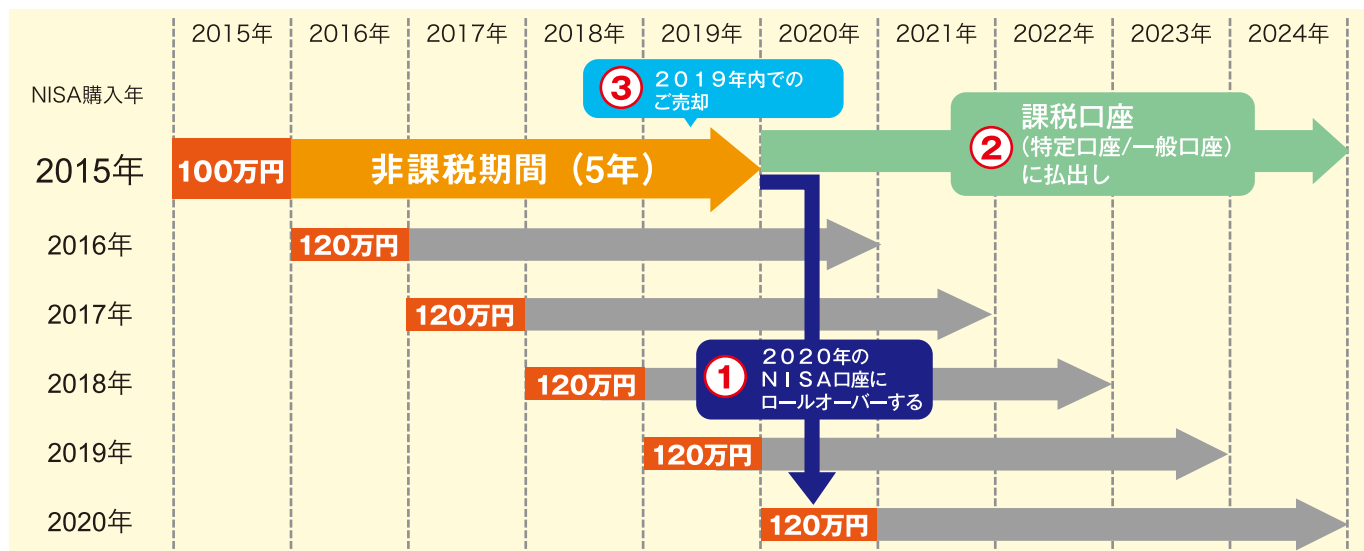
お手続きは不要です。

選択①のお手続きを行わない場合は、特定口座(未開設の場合は一般口座)に払出しが行われます。

選択③ 非課税期間終了までにご売却

12月30日(月)までに受渡が完了するようご注文ください。国内株式の場合、12月26日(木)約定分が年内受渡となります。

【非課税期間終了時の仕組み】



ロールオーバーする場合

選択 ① 翌年のNISA口座にロールオーバーするには？

10月中旬に当社からご送付する「NISAロールオーバー依頼書(非課税期間終了用)」にご署名いただき、**11月29日(金)必着**でご返送ください。

※ロールオーバーする銘柄・数量を個別に指定される場合は、別の書類が必要となります。日興コンタクトセンターまたはお取引店にご連絡ください。

- ・ 2019年12月末の時価（最終営業日の終値または基準価額）をもとに、2020年分のNISA口座の非課税枠に移管されます。
- ・ 移管時の時価評価額がNISA非課税枠上限の120万円を超過していても、全額NISA口座への移管が可能であり、引き続き最大5年間は譲渡益・配当金等が非課税となります。

※120万円を超過した場合は、非課税枠を全て利用してしまうため、2020年に非課税枠での新規投資はできません。

※2020年1月中旬に「非課税期間終了に伴うロールオーバー結果通知書」をお送りします。

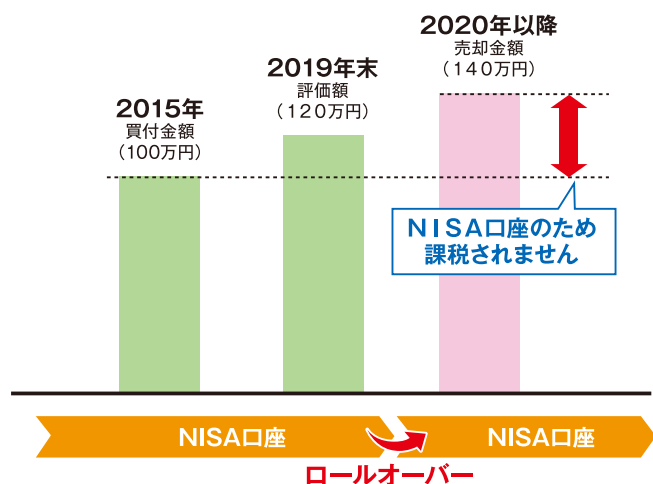
👍CHECK! ロールオーバーお手続き後の年内のご売却について

「NISAロールオーバー依頼書(非課税期間終了用)」の提出後も、保有残高の売却が可能です。

※売却の際に、受渡日が2020年になる場合は、2020年の非課税枠を利用するためご注意ください。

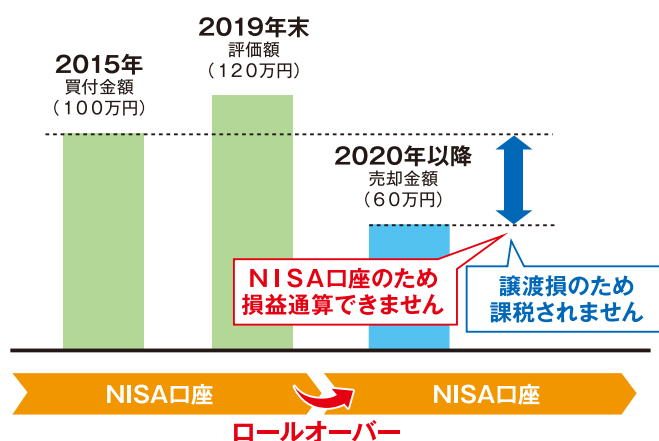
【ロールオーバーした後、NISA口座で売却する場合の課税関係】

買付時より高い価格で 売却する場合



NISA口座内での売却のため、譲渡益は課税されません。

買付時より低い価格で 売却する場合



ロールオーバーした銘柄の値下がりによる損失は、他の口座と損益通算することはできません。

2019年末に、2020年(翌年)の受渡となるお取引(年越し注文)を行う場合はご注意ください。
必ず、[「翌年の受渡となる年末注文に関するご留意事項」](#)をご確認ください。

ロールオーバーしない場合

選択② 特定口座(未開設の場合は一般口座)に払出し

お手続きは不要です。

ロールオーバーのお手続きを行わない場合、特定口座(未開設の場合は一般口座)に払出しが行われます。

2019年12月末の時価(最終営業日の終値または基準価額)を取得価額として、特定口座(未開設の場合は一般口座)へ払出されます。また、払出後に生じた譲渡益・支払われる配当金等は課税されます。

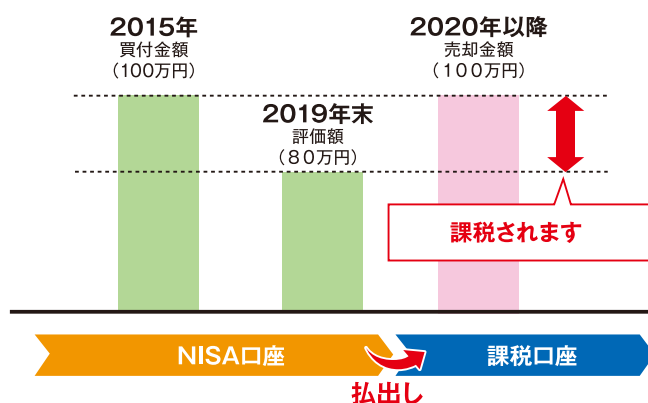
※2020年1月中旬に「非課税期間終了に伴うNISA口座内上場株式等払出通知書」をお送りします。

なお、下記①②の場合は、お申込みが必要ですので、日興コンタクトセンターまたはお取引店にご連絡ください。

- ① 特定口座への払出しをご希望で特定口座が未開設の場合
- ② 特定口座開設済みで一般口座への払出しをご希望の場合

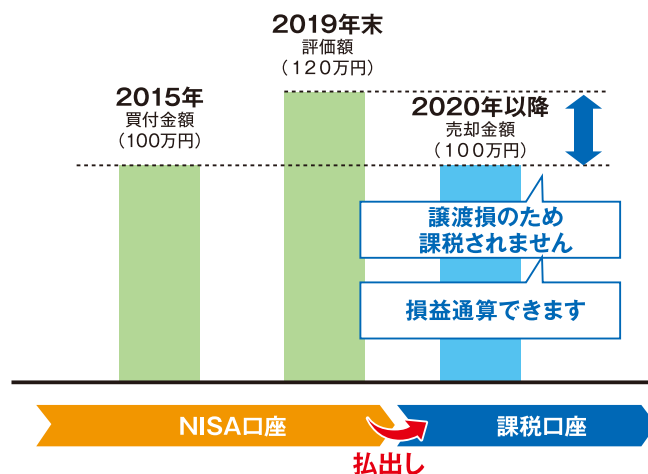
【ロールオーバーせずに特定口座または一般口座で売却する場合の課税関係】

非課税期間終了時より高い価格で
売却する場合



最終的な譲渡益に対しては、課税口座への払出時の価格(2019年12月末の時価)で新たに買付したものと同様の取扱いとなり、利益に対して課税されます。

非課税期間終了時より低い価格で
売却する場合



課税口座への払出時の時価(2019年12月末の時価)から下がった際の損失は他の口座と損益通算することができます。

選択③ 非課税期間終了までにご売却

12月30日(月)までに受渡が完了するようご注文ください。国内株式の場合は、12月26日(木)約定分が年内受渡となりますが、商品・銘柄により受渡日が異なりますのでご注意ください。

CHECK! **ロールオーバーせずに、非課税期間終了後に売却した場合は、譲渡益が課税対象となります。**

2019年末に、2020年(翌年)の受渡となるお取引(年越し注文)を行う場合はご注意ください。
必ず、**「翌年の受渡となる年末注文に関するご留意事項」**をご確認ください。

【NISA非課税期間終了に伴うお手続きについてのQ&A】

Q.1

非課税期間終了まで何もしなかったらどうなりますか？

A.1

租税特別措置法施行令第25条の13第8項第1号または第3号により、NISA口座で保有されている残高は特定口座(未開設の場合は一般口座)に払出されます。

※取得価額は、2019年12月末の時価(最終営業日の終値または基準価額)となります。

Q.2

時価・基準価額が上昇して、残高の合計額が120万円以上ある場合でも、ロールオーバーできますか？

A.2

非課税期間終了時のロールオーバーは、120万円を超過していても全額ロールオーバーすることができます。

※120万円を超過した場合、非課税枠をすべて利用してしまうため、2020年に非課税枠での新規投資はできません。

Q.3

ロールオーバーしたら、2020年の非課税枠はどうなりますか？

A.3

ロールオーバーした分だけ、2020年の非課税枠が利用され、新規投資できる金額が少なくなります。

※120万円以上ロールオーバーした場合、非課税枠をすべて利用してしまうため、2020年に非課税枠での新規投資はできません。

Q.4

非課税期間終了時のロールオーバーはどのように申込みをすればよいですか？

A.4

10月中旬に当社よりご送付いたします「NISAロールオーバー依頼書(非課税期間終了用)」にご記入のうえ、11月29日(金)必着でご返送ください。なお、ロールオーバーする銘柄・数量を個別に指定される場合は、別の書類が必要となります。日興コンタクトセンターまたはお取引店にご連絡ください。

Q.5

ロールオーバーの申込みをしたNISA残高を売却することはできますか？

A.5

ロールオーバーの申込みをしたNISA残高でも、売却は可能です。

2020年の非課税枠の利用を希望されない場合は、12月30日(月)までに受渡が完了するようご注文ください。

※国内株式の場合は12月26日(木)約定分までが年内受渡となります。

【お問合せ先】日興コンタクトセンター

●NISA専用ダイヤル

0120-250-246

平日 9:00~18:00 土・日 9:00~17:00

※祝日・年末年始を除く

●日興スマートメニュー

スマートフォンをかざすだけ！

LINE・チャットなど便利なサービスに

簡単アクセス！



【当社の商号】SMBC日興証券株式会社 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第2251号

【当社の加入協会】日本証券業協会、一般社団法人日本投資顧問業協会、一般社団法人金融先物取引業協会、一般社団法人第二種金融商品取引業協会